

【参考】関係法令及び市条例の抜粋

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条の2の第5項 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

○平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(多量排出事業者)

第16条 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めた者(以下「多量排出事業者」という。)に対して、減量化及び資源化等を図るように指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(改善勧告等)

第17条 市長は、多量排出事業者が前条第2項に規定する減量化等計画書によってもなお減量化及び資源化等が図られていないと認めるときは改善その他必要な措置を講ずるよう、第41条の規定による指示を受けた者が当該指示に従わないときは当該指示に従うよう、それぞれ期限を定めて、勧告することができる。

(受入拒否)

第18条 市長は、多量排出事業者が第16条第2項に規定する減量化等計画書を提出しないときは当該多量排出事業者からの事業系一般廃棄物の受入れを、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは当該勧告を受けた者からの事業系一般廃棄物の受入れを、それぞれ拒否することができる。

○平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

(多量排出事業者)

第9条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、1月に3トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に36トン以上の事業系一般廃棄物を排出するものの中から、市長が認定する事業者とする。